

令和4年第3回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和4年9月

議案第132号

広島県水道広域連合企業団規約の制定に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する広域連合として広島県水道広域連合企業団を設立するため、同条第3項の規定により、広島県水道広域連合企業団規約を別紙のとおり制定することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

水道事業等に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理することを目的として、広島県水道広域連合企業団を設立するため、広島県水道広域連合企業団規約の制定に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島県水道広域連合企業団規約

(広域連合企業団の名称)

第1条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の区域)

第3条 企業団の区域は、広島県内とする。

(企業団の処理する事務)

第4条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 水道事業の経営に関する事務
- (2) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務

(企業団の作成する広域計画の項目)

第5条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道用水供給事業の経営に関すること。
- (3) 工業用水道事業の経営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(企業団の事務所の位置)

第6条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

(企業団の議会の組織)

第7条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、19人と

する。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織する。

(企業団議員の選挙の方法)

第8条 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長のうちから、構成団体の議会において、選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する企業団議員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。次号において同じ。）10万人未満の市町 1人

(2) 給水人口10万人以上の市町 2人

(3) 広島県 3人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(企業団議員の任期)

第9条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

2 企業団議員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その職を失う。

(1) 構成団体の長である者が、企業長に選出されたとき。

(2) 構成団体の議会の議員又は長でなくなったとき。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業団の議会の議長及び副議長)

第10条 企業団の議会は、企業団議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙により選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期と同期間とする。

(企業団の長)

第11条 企業団の長は、企業長とする。

2 企業団に、企業長1人を置く。

3 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

(企業長の選出の方法)

第12条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出する。

2 前項の選挙は、広島県内において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。
(企業長の任期)

第13条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期と同期間とする。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。
(副企業長)

第14条 企業団に、副企業長1人を置く。

(副企業長の選任の方法)

第15条 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(副企業長の任期)

第16条 副企業長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第17条 企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第18条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第19条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(企業団の財務)

第20条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、次の各号に掲げる負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。

(1) 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経費に対し10分の10

(2) 広島県 水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務の経費に対し10分の10

(委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和5年3月31日までの間は、第4条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

4 令和5年3月31日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に企業団が承継する。